

G · I · P · S

Global Investment Performance Standards

ガイダンス・ステートメント： 記録保管の必須事項

採択日: 2010年9月28日

発効日: 2011年1月1日

遡及適用: 無し

翻訳: 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

www.gipsstandards.org

ガイダンス・ステートメント：記録保管の必須事項

本資料は、GIPS Executive Committee が採択した「GIPS ガイダンス・ステートメント: 記録保管の必須事項 (GIPS Guidance Statement on Recordkeeping Requirements)」全文(英語)の日本語訳である。翻訳は、日本における GIPS カントリー・スポンサーである公益社団法人 日本証券アナリスト協会が行った。本ガイダンス・ステートメントの日本語訳と原文である英語版との間に矛盾があるときは、英語版を正本とする。本翻訳物の著作権は、公益社団法人 日本証券アナリスト協会に属する。

The copyright of the Japanese Translation of the GIPS Guidance Statement on Recordkeeping Requirements is owned by the Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®).

When there is a discrepancy between the English version and the Japanese Translation of this guidance statement, the English version is controlling.

The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®) is an endorsed Country Sponsor authorized by the GIPS Executive Committee to promote the GIPS Standards. The GIPS® trademark and logo and the GIPS standards are owned by CFA Institute. www.gipsstandards.org.

序 論

GIPS® 基準は、「準拠提示資料に含まれるすべての事項の根拠となるデータおよび情報は、すべて確保し、保管しなければならない。」と規定している。

本ガイダンスは、GIPS 基準の記録保管に関する必須事項を満たすために必要な記録だけを取り扱う。すべての場合において、記録は紙（ハードコピー）あるいは電子媒体による記録のいずれでもよい。電子媒体による場合には、記録はアクセスが容易であり、必要に応じて印刷可能となっていなければならない。ほとんどの会社は、パフォーマンス記録の再生可能性を含め、準拠提示資料のすべての部分の根拠として最低限保管しなければならない資料の厳密なリストを求めているが、あらゆる状況に適合するような単一の記録のリストは存在しない。

基本原則

1. 他のすべての事項に優先して、会社は、記録保管に関する要請事項を含む、パフォーマンスの計算と提示に関し適用されるすべての法律と規制を順守しなければならない。
2. 会社は、準拠提示資料で提示した各パフォーマンス期間について、ポートフォリオ・レベルのリターンの再計算を可能とする十分な記録を保管しなければならない。ポートフォリオ・レベルのリターン計算に用いる、また顧客資産の存在と所有権を証明するためのシステムや手法の相違によって、必要となる記録は会社により異なるかもしれない。ポートフォリオ・レベルのリターンの根拠となる記録には以下のものが含まれる（本リストはあらゆる事項を網羅したものではない）。
 - 銀行／カストディアン取引明細書および勘定調整表
 - GIPS 評価原則により必須とされる公正価値の算定の基礎となる情報を含む、ポートフォリオの投資および評価に関する明細書
 - 顧客資産の存在と所有権を証明する情報
 - ポートフォリオ取引報告書
 - 未決済取引報告書
 - コーポレート・アクション報告書
 - 受取収益（利子・配当収入等）報告書
 - 経過収益（利子・配当収入等）報告書
 - 外国もしくはその他の源泉税の還付請求報告書
 - キャッシュフロー/資産加重後のキャッシュフローの報告書
 - 使用した計算方法に関する情報
 - 第三者（例えば、ラップフィー/SMA のスポンサー）から提供された情報。場合によっては、会社は、GIPS 基準の必須事項を満たすうえで第三者から提供された情報が信用できるものであることを確保するために追加的ステップをとる必要があるかもしれない

ガイダンス・ステートメント：記録保管の必須事項

- 運用報酬に関する情報
3. 準拠提示資料で提示した各パフォーマンス期間について、会社は、コンポジット・レベルのリターンおよび他のコンポジット・レベルのデータの再計算を可能とする十分な記録を保管しなければならない。コンポジット・レベルのリターン計算に使用したシステムおよび方法によって、必要となる記録は会社により異なる可能性がある。コンポジット・レベルのリターンその他データの根拠となる記録には以下の事項の組み合わせが含まれる（本リストはあらゆる事項を網羅したものではない）。
- コンポジットに組み入れられた、およびコンポジットから除外されたポートフォリオ
 - 各ポートフォリオがいつコンポジットに組み入れられたか（もしくはコンポジットから除外されたか）
 - 各ポートフォリオのリターン
 - 各ポートフォリオ・リターンを資産額加重するために使用された価値[期首価値、もしくは期首価値に加重された外部キャッシュフローを加えたもの]
 - 各年度末において提示されたコンポジットのポートフォリオ数および資産額
 - 内部的散らばりの計算データ
 - 運用報酬に関する情報
 - 事後的な標準偏差と追加的なリスク指標の計算データ
4. 会社は、ポートフォリオが特定のコンポジットに組み入れられた、もしくはすべてのコンポジットから除外された根拠となる記録を保管しなければならない。根拠となる記録には以下が含まれる（本リストはあらゆる事項を網羅したものではない）。
- コンポジットの定義、特に、投資一任の定義などコンポジット組入れの判断基準に関するもの
 - コンポジットから除外されたポートフォリオおよびその理由
 - 運用契約書、およびその修正版
 - コンポジットへの組入れの判定に使用された場合には、要因分析に関する情報を含む顧客に提供された報告書
 - ポートフォリオの投資マニフェスト、投資目的、もしくは投資戦略の文書化された変更に関する顧客との e-メールおよびその他の通信記録
5. 会社は、会社全体で準拠表明を行っていることの根拠となる記録を保管しなければならない。以下の事項を確認するために必要な情報は保管されなければならない（本リストはあらゆる事項を網羅したものではない）。
- 過去および現在の会社の定義
 - 報告された各期末時点の会社の運用総資産額
 - コンポジットの定義と構築日

ガイダンス・ステートメント：記録保管の必須事項

- コンポジットの概略の一覧表
 - 全コンポジットの準拠提示資料および補足情報を含む補助的情報
6. GIPS 基準は「会社は、GIPS 基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針および手続を、顧客資産の実在と所有権を確認するための施策を含めて、文書化しなければならない。かつその方針および手続を一貫して適用しなければならない。」と要求している。したがって、会社は準拠表明を維持するための方針および手続のすべて（現行版・旧版とも）を保管しなければならない。
7. 会社が第三者のサービス提供者を使用する場合には、十分なサービス・レベル・アグリーメントを締結して、現在および将来の時点で、必要となる過去の記録の提供を確保することが奨励される。いずれのサービス（例えば、サブ・アドバイザー、カストディアン、パフォーマンス測定）を提供する第三者を使用する場合でも、会社は準拠表明の責任を有しており、提供された記録と情報が GIPS 基準の必須事項を満たしていることを確実にしなければならない。
8. 会社は、準拠表明の根拠として必要な追加的記録のすべてを保管しなければならない。そのような記録には以下が含まれるであろう（本リストはあらゆる事項を網羅したものではない）。
- 営業資料/顧客等からの提案依頼書（Request For Proposal）への回答
 - 外部者によりレビューされたシステムおよび統制に関する報告書（例えば、顧客および/またはカストディアン向けの会計報告あるいはその他の内部統制/コンプライアンス報告書）
 - 第三者（例えば、サブ・アドバイザー、カストディアン、パフォーマンス・データ提供者）との契約書
 - GIPS 基準に関連する意思決定委員会の議事録；（例えば、取締役会、投資委員会またはコンポジット/GIPS 基準準拠委員会）。
 - 顧客との間の運用報酬に関する料率表/契約書
 - カストディ・フィーおよび管理報酬を含むフィーのデータ
 - システム・マニュアル、特に（リターンその他の開示事項/統計を含む）ポートフォリオ/コンポジット報告書を作成するためのシステムに関するもの
 - すべての見込顧客に準拠提示資料を提供するよう努めたことを示す文書
 - 重大なエラーの場合に、会社のエラー訂正の方針に従って、エラーの開示を含む訂正後の準拠提示資料をすべての適切な関係者に提供する努力をしたことを示す文書
 - ベンチマークの基礎データ（公表されていない場合）
 - 見込顧客の依頼に応じて以下を提供したことを示す文書
 - コンポジットの概略一覧表
 - 準拠提示資料

ガイダンス・ステートメント：記録保管の必須事項

- コンポジットの定義
 - ポートフォリオ評価の方針
 - パフォーマンス計算の方針
 - 準拠提示資料作成の方針
 - 検証レポート
 - パフォーマンス検査レポート
9. 準拠提示資料で示されている各年について、会社は必要と判断する記録のすべてを保管しなければならない。会社は、必須とされるリターンを再計算する能力を維持できる限り、ある時点において、保管するデータ量を削減することが可能である。例えば、月次の詳細な取引報告書の代わりに、要約されたポートフォリオの年次取引報告書を保管してもよい。ある期間の情報を再構築するために、必要に応じて要約された報告書を使用することは可能である。電子媒体による記録/報告書を使用してもよい。
10. GIPS 基準に準拠を表明している会社が、すべての記録ならびに電子的もしくはその他のバックアップシステムが失われるような壊滅的事態を経験した場合は、会社は顧客、カスタディアン、コンサルタント、検証者もしくは、社外でそれらの記録のコピーを保有している可能性のあるその他関係者から情報を入手し、必要な情報を再構築することを試みるべきである。しかしながら、準拠提示資料の基礎となるデータが会社のコントロール不能な極端な状況により消失し、他から取得することが不可能な場合には、その会社は記録が存在しない期間を開示すれば準拠表明を継続しパフォーマンスを提示することが許される。その開示には記録が存在しない理由を含め、また会社が記録のコピーを作成できないことを記述しなければならない。

例えば、会社 A の設立時の 2007 年 1 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日までの記録が、マネジャーのコントロールが及ばない異常事態で失われた場合に、会社は、2007 年 1 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日までの会社の記録がマネジャーのコントロールが及ばない異常事態で失われ、他から取得不能であることを開示すれば GIPS 基準への準拠を表明できる。会社はまた適用され得る規制のすべてを検討しなければならない。また GIPS 基準は公正な提示と完全な開示という原則に則った倫理基準であることを忘れてはならない。提示されるパフォーマンス情報はどのようなものであれ、これらの原則に忠実でなければならない。

発効日

本ガイダンス・ステートメントの発効日は、2011 年 1 月 1 日である。過去のパフォーマンスを準拠させる場合は、会社は本ガイダンス・ステートメントか、もしくは当時に有効であった本ガイダンス・ステートメントの旧版に準拠してよい。本ガイダンス・ステートメントの旧版は GIPS 基準のホームページ (www.gipsstandards.org) で閲覧可能である。